

令和8年度 水田活用の直接支払交付金について

令和8年8月時点

■交付対象者 交付対象水田において、販売目的※の交付対象作物を生産する農家・集落営農組織等

※実績報告として、出荷・販売を確認できる書類を提出していただきます。

販売を行わなかった場合や、出荷・販売状況を確認できる書類が提出できない場合、交付金の取り下げや返納が発生します。

水田活用の直接支払交付金の単価表（10a当たり/基幹作物：支援対象面積1a以上）

	支援内容	対象作物	単価（円/10a） （※1）	交付要件
燕 市 産 地 交 付 金	生産性向上取組支援	大豆	9,000	以下の要件のうち、3つ以上の要件を満たすこと ①1ha以上の団地化の実施 ②ブロックローテーションの実施 ③作付け品種を「里のほほえみ」又は「エンレイ」にする ④下記の排水対策のいずれかを行うこと ⑤土壌診断を踏まえた施肥・土づくり
	生産拡大支援（振興作物）	野菜・果樹(※2)	9,000	出荷・販売を行っていること
	生産拡大支援（えだまめ）	えだまめ	9,000	出荷・販売を行っていること 作付けを3a以上行っていること
	生産コスト低減取組支援 （機械化一貫栽培）	たまねぎ	10,000	たまねぎを機械化一貫体系で栽培していること
新 潟 県 産 地 交 付 金	安定生産支援	加工用米	10,000	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米等取組計画書が受理されていること 令和6年、令和7年、令和8年に3年以上の複数年契約を結んでいること 又は、別紙に定める低コスト生産技術のうち、2つ以上に取り組むこと
	低コスト生産支援	新市場開拓米	10,000	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米等取組計画書が受理されていること 別紙に定める低コスト生産技術のうち、2つ以上に取り組むこと
	生産性向上支援	米粉用米	10,000	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米等取組計画書が受理されていること 生産性向上の取組として、別紙の取組のうち2つ以上に取り組むこと
	安定生産・安定供給支援	米粉用米	5,000	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米等取組計画書が受理されていること 令和6年、令和7年、令和8年に3年以上の複数年契約を結んでいること
	生産性向上支援	WCS用稲	5,000	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米等取組計画書が受理されていること。 別紙に定める低コスト生産技術のうち、2つ以上に取り組むこと
	生産性向上支援	飼料作物	5,000	青刈り稲・わら専用稲にあつては、新規需要米取組計画の届出を行っていること その他の飼料作物にあつては、需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること 自ら畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること 別紙に定める低コスト生産技術のうち、2つ以上に取り組むこと
	作付支援	新市場開拓米 (※3)	20,000	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米等取組計画書が受理されていること
	複数年契約支援	新市場開拓米	10,000	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米等取組計画書が受理されていること 令和8年に3年以上の複数年契約を結んでいること コメ新市場開拓等促進事業の対象となっていること
	作付支援	そば・なたね (※4)	20,000	出荷・販売を行っていること

※1：単価（円/10a）については、今後変更となる可能性があります。

※2：＜対象作物＞たまねぎ、えだまめ、なす、長ねぎ、きゅうり、さといも、キャベツ、トマト、アスパラガス、ブロッコリー、いちじく、そらまめ

※3：コメ新市場開拓等促進事業対象面積との重複支援は不可

※4：景観形成作物そばは対象外